

現 地 調 査 票

指定工事店名				
調査・工事場所	区			
【現地調査】				
【認定道路】		※ As舗装＋路盤で構造が異なります		
国道事務所	年 月 日 国道事務所			
道路構造				
工営所	年 月 日 工 営 所			
道路区分	認定道路 ・ 未認定道路 ・ 複数の管理者			
道路構造	A ー ・ CK ー ・ CY25			
舗装施工年次	年			
固有財産特定図 確認	有 ・ 無 行政財産(法定外道路・ 道路)			
	建設局 ・ 都市整備局 ・ 下水道敷 ・ 河川管理者			
	確認日 年 月 日			
未認定道路部分の確認	有 ・ 無			
登記簿	確認日 年 月 日			
公 図	確認日 年 月 日			
掘削同意	取得 ： 済 ・ 未			
埋設同意	取得 ： 済 ・ 未			

現地環境	住宅街 ・ 繁華街 ・ 工場地帯	※ 現地の環境から施工時間帯及び安全確保のための道路使用(交通処理図)について把握検討してください。	
交通規制	車両規制 ・ 時間規制 ・ 通行規制		
道路状況	幹線道路 ・ 生活道路		※ 規制除外の許可をひつようとするならば、別途所轄警察に規制除外の申請し、許可を得てください
	対面道路 ・ 一方通行		
掘削予定地	歩道 ・ 車道		※ 車道のみ、歩道と車道の組み合わせ道路
他企業との競合	有 ・ 無		

(参考)

現地状況により確認する事項は変わりますので、一つの事例として取り扱い願います。

- 1 給水装置工事申込場所付近の住宅地図等の用意し現地を確認してください。
- 2 現地及び管理者の確認
 - 掘削する道路の種別は国道・府道、市道、行政財産、下水道敷等のどれですか。
 - 道路の管理者は誰ですか？（国道事務所、建設局工営所、建設局管理課、都市整備局、教育委員会等）
 - 国道の場合は、国道〇号線により管轄が変わりますので、建設省近畿地建北大阪国道事務所又は建設省近畿地建西大阪事務所で舗装種別を調べてください
 - ・ 舗装構造は街区によって異なるので工事場所付近地図をもとに掘削予定力所の舗装種別と舗装構造を確認してください。
 - ・ 歩道が平板又はインターロッキング舗装の場合は、平板等の石の仕様の確認もお願いします
 - 市認定道路の場合、管轄している工営所に出向き、掘削力所の舗装種別（車道部・歩道部）を確認してください。
例 A08-20（車道） → AS8cm＋路盤 20cm AF03-10（歩道） → AS3cm＋路盤 10cm
 - 掘削場所が舗装施工年次を確認してください。
 - 道路は場合によって道路幅員のなか複数の権利者（市認定道路及び行政財産等）が存在することもあります。法務局で公図を確認することや建設局管理課又は工営所で固有財産特定図を確認することなどから地権者を確認してください。
 - その他道路には、港湾局が管理する港湾道路や河川に近接した場所での工事の場合、河川区域や河川保全区域の範囲の確認が必要です。
 - 河川保全区域等を掘削する場合は、申込者にて管理者と事前協議し、承諾を得た後、「河川占用許可申請書」を作成し、東部水道センターに提出すること。
 - 行政財産（建設局、都市整備局、教育委員会など）については、管理者を確認してください。
 - 管理者の調査確認が不十分な場合、その許可取得に日数を要することもありますので注意してください。
 - 下水道敷での工事は、給水装置工事設計施行基準のとおり申込者での申請となります。